

【事務局説明資料】

第2種金商業者の協会への加入促進について

平成25年11月29日(金)

金融庁総務企画局

問題意識

- 本WGの第5回会合において議論があったとおり、投資型クラウドファンディングにおいて投資者に安心して投資をしてもらう観点からは、自主規制機関による適切な自主規制が機能することが肝要。

- 平成25年9月末時点において、第2種金商業者1,269先のうち、第2種金商業協会に加入している業者は33社(加入率2.6%)に留まっている。

- 金商法56条の4においては、「第1種金商業者」及び「投資運用業者」について、
 - 自主規制機関に加入していない業者に対して、当局が自主規制機関による自主規制を考慮して適切な監督を行うこと
 - これらの業者に対して、当局が社内規則の作成・変更命令を発出する権限を有することが規定されている。

- 「第2種金商業者」については、上記のような規定は設けられておらず、協会加入率が低く留まっていることの背景には、こうした制度的な要因もあるものと考えられる。

対応策

- 自主規制機関による適切な自主規制を機能させるためには、できるだけ多くの金商業者が自主規制機関に加入することが望ましい。
- このような観点から、以下のような制度整備を行うことが考えられないか。

案1

「第2種金商業者」について、「第1種金商業者」及び「投資運用業者」と同様、

- ・ 自主規制機関に加入していない場合には、当局が自主規制機関による自主規制を考慮して適切な監督を行うこと
- ・ 自主規制機関に加入していない業者に対して、当局が社内規則の作成・変更命令を発出する権限を有すること

を規定する。

対応策

- 第2種金商業者による自主規制機関への加入を一層促進させるためには、
- ・ 協会非加入者に対して、当局が社内規則の作成・変更命令を発出する権限を有するとする[案1]を一步押し進め、
当局から社内規則の作成・変更を命ぜられるまでもなく、そもそも、
 - ・ 協会非加入者は、協会による自主規制並みの社内規則を整備する義務を負うとする案が考えられないか。

案2

「第2種金商業者」について、自主規制機関に加入していない場合、

- ・ 自主規制機関による自主規制を考慮した社内規則を整備すること
- ・ 社内規則の遵守を確保するための体制を整備すること

を義務付ける。

(注1)こうした規制を導入することにより、協会非加入者については、

- 「第2種金商業者」としての「登録」の要件として、協会規則に準じた社内規則の整備、当該社内規則の遵守を確保するための体制の整備が要求されることとなる。
- 協会規則が改訂される際に社内規則が改訂されなかったり、社内規則の運用状況が芳しくない場合には、当局からの行政処分の対象となり得る。

(注2)「第2種金商業者」についてこうした規制を導入する場合には、「第1種金商業者」及び「投資運用業者」についても、同様の規制を導入することが適当か。